

議案第 9 号

瑞穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 4 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第9条 略                      (職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4)学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、<u>中学校、義務教育学校、</u>高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)から(9) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>第11条から第21条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第9条 略                      (職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4)学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、<u>中学校_____、</u>高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)から(9) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>第11条から第21条 略</p>

